

名古屋出入国在留管理局診療室運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋出入国在留管理局診療所の運用及び被収容者処遇規則（昭和56年11月10日法務省令第59号。以下「規則」という。）に規定する被収容者の健康及び診療に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 名古屋出入国在留管理局に診療室を置く。

2 診療室は、医学的知見に基づく被収容者の健康管理に当たるものとする。

(所掌事務)

第3条 診療室は、規則及び関係通達等に基づく、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の医療、防疫、保健及び衛生に関すること。
- (2) 診療所の管理・運営に関すること。
- (3) 保健所、外部の医療機関等との渉外・調整に関すること。

(配置)

第4条 診療室に次の職員を置き、診療室長には次長を充てる。

- (1) 医師 厚生労働大臣の免許を受けた者
- (2) 看護師 厚生労働大臣の免許を受けた者
- (3) 診療室長補佐 名古屋出入国在留管理局長が指名した処遇部門の統括入国警備官
- (4) 准看職員 准看護師として試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた入国警備官

(職務)

第5条 診療室に配置される職員は、次の職務を行う。

- (1) 診療室長は、医療の安全な管理体制の確保、医師その他職員の監督及び適正な医療が提供できる環境整備に関する事務を総括する。
- (2) 医師は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく診療所の管理者として、第3条に掲げる医業を行うほか、診療室長に医療上の必要な助言を行う。
- (3) 看護師は、医師の指示に基づいた診療・医療行為の補助を行うほか、診療室における看護師業務に従事する。
- (4) 准看職員は、医師及び看護師の指示に基づいた診療・医療行為の補助を行うほか、診療室の庶務を処理する。
- (5) 診療室長補佐は、診療室長の命を受け、第3条に掲げる所掌事務の円滑な遂

行を図る。

(帳簿の備付)

第6条 診療室には、次に掲げる帳簿及び書類を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。また、帳簿等の管理・保管は診療室の適宜の場所とする。

- (1) 診療録 (カルテ)
- (2) 照射録
- (3) その他診療に関する書類

(連絡会議等)

第7条 診療室長は、必要に応じ医師等との連絡会議を開催するものとする。

- 2 診療室長は、外部診療を行う医療機関等との良好な関係を維持し、被收容者の外部診療の円滑かつ適正な実施に資するため、必要に応じ意見交換等を行うものとする。

(関係課・部門の連携)

第8条 診療室長は、第3条に掲げる所掌事務の円滑な遂行のため、関係課・部門と連携を図り、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、診療所の運営に関し必要な事項は、診療室長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月10日から実施する。